

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 雨竜町農業の概況

雨竜町は、北海道の中央西部に広がる石狩平野の北部に位置し、気候は標高 1,492 m の暑寒別岳の影響により、日本海側の海洋性気候の影響を受けることは比較的少ないが、冬期は北西風が強く寒冷で積雪量が多く、夏期は比較的温暖な気候に恵まれている。

地勢地質は周辺を石狩・雨竜・尾白利加・恵岱別川に囲まれ、東西 31.8 km、南北 15.9 km、総面積 191.15 km²、耕地面積約 3,450ha の純農村で、河川流域は概ね平坦で肥沃な農地が広がっているが、灰色台地土が約 57% を占めており、表土が浅く畑作物の栽培には適さない土地も多い。

このような環境の下、水稻を中心として野菜や花卉などを組み入れた複合経営が営まれていたが、農業者の高齢化にともなう労働力不足などにより、近年では小麦・そば・飼料作物などの作付けが増加している。

また、経営面積の拡大にともない経済的かつ効率的な生産基盤の整備が急務となっており、農業生産基盤整備事業を積極的に推進するとともに、ライスコンビナートをはじめとする各種農業関連施設を有効活用することにより、安全・高品質な農作物の生産に取り組んでいる。

2. 雨竜町農業の課題と方策

(1) 土地利用型農業の推進

農家 1 戸あたりの経営耕地面積は、農家戸数の減少もあり平成 27 年度で水田水張耕地面積は 14.0ha を超えている。

また、従来から畑作物や野菜、花卉等を取り入れた複合経営を行っているが、経営耕地面積の増加とともに野菜等の作付けは減少傾向にある。

今後、農業者が十分な所得を確保するために、引き続きライスコンビナートを活用した高品質、良食味米の生産を目指す水稻を中心に、戦略作物である小麦・そば・飼料作物について、質・量ともに安定的な生産をすることにより所得の安定を図るとともに、営農形態にあわせてメロン等の高収益作物を作付けすることにより更なる所得の向上を目指す。また、機械・施設の共同利用など生産コストの一層の削減を進めていく必要がある。

(2) 土地条件の整備

本町農耕地の約 60% (2,100ha) を占める洪積台地は、強粘質土壌で地下水位が高く、特に礫が出現するところもあり、養肥分的にも劣る土壌である。

また、肥沃な沖積土壌約 40% (1,350ha) の内 500ha は地下水位の高いグライ土壌であり、近年、総合的な農業生産基盤整備事業を順次推進しているが、今後においても二次的整備も含めた事業の実施が必要な地区もあり、土地利用型作物の生産振興、水田の汎用化を図るうえでも引き続き生産基盤の整備を進めていくことが重要であるとともに、雨竜町農業総合管理センターの土壌分析機能を最大限に活用し、効率の良い施肥によるコストの低減、土壌改良にともなう収量の安定生産を図ることが肝要である。

(3) 担い手の確保

経営者の高齢化と地域農業を支える担い手不足などから、農業生産体制の弱体化や農村の活力低下が懸念されており、農業を基幹産業とする本町においては担い手の確保が社会経済を保持していく上でも重要な課題となっている。

このような状況にあって、農業後継者及び新規就農者の就農支援等のため、関連施策の活用や育成研修を積極的に推進するとともに、町独自の後継者対策を展開し、将来へ魅力のある農業・農村環境づくりに努めることが必要である。

(4) 農用地の流動化

農業情勢及び経済状況の先行き不安や農業生産基盤整備事業の実施等による将来的な農業経営を見据え、近年、大きな農地面積の流動化が進んでいる。従来の農地の移動は賃貸借が中心となっていたが、経営者の高齢化や国における新たな農業施策の実施も要因して売買も多くなっており、農用地を維持・確保するとともに次世代へ引き継ぐことを基本としながら、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

地域農業経営の着実かつ持続的な発展のため、経営感覚に優れた意欲や能力のある担い手の育成、確保が急務となっている。このため、雨竜町はやりがいと魅力ある農業の振興発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者と同程度の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり年間概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり年間1,800～2,000時間）の水準を達成するよう農業経営体の育成確保に努め、これらの経営体の本町農業生産の相当部分を担う農家において確立されることを目指す。

さらに、「生産者から経営者」への意識改革を図り、意欲と能力ある農業者が経営改善を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進対策を支柱にその他関連施策を総合的に推進する。

(1) 指導体制として農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、担い手育成総合支援協議会等が十分なる相互理解・連携の下で濃密な指導を行うため、雨竜町地域農業再生協議会を活用し、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための協議を促進する。さらに、地域の担い手となる農業者や法人はもちろんこと、これらの周辺農家に対しても、適切な営農診断及び営農改善方策の提言等を行うことにより、農業者が地域農業の可能性や将来像を共有することで、各々の農業経営改善計画が独自性を保ちつつも地域における連帯・連携強化が図られるよう誘導する。

(2) 農業経営改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して、現在、実施している農地流動化対策により農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。また、今後発生が予想される受け手のない農地については、農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体と連携しその解消に努める。

(3) 経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促すこととし、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡

大に資するよう努める。

(4) 集落等を単位とした機械の共同利用や農作業の受委託、労働力の効率的活用などを進める営農集団組織は、集落営農システムにおいて中核的な位置を占めるものであり、今後地域の実態に即した生産組織を育成するとともに、これらの経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人化を促進する。

また、集約的かつ自立型農業経営を展開するため、農業改良普及センターの指導の基に、土壌条件の整備と高収益作物、新規作物の導入、地域に適合する作型の設定など適地適作による主産地の形成を促進する。

(5) 今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする国の目標や、平成 37 年度における農業法人数を約 1.7 倍の 5,200 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、雨竜町の平成 37 年度における農業法人数の目標数を 14 経営体（平成 28 年 1 月現在：9 経営体）とし、農業経営の法人化を促進する。

(6) 農業経営農家と小規模農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めて行くこととする。

(7) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定制度について、本制度の望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による認定農業者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、雨竜町が主体となって関係機関団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(8) 町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を推進する。また、家庭における女性の地位向上のため、家族間協定の導入など経済的な自立を促進する。

(9) 雨竜町は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業改良普及センターの協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方針の提示など重点指導並びに研修会の開催等を行う。

なお、これまでの農家戸数・人口の推移から、遊休農地の発生等も懸念されるため、今後とも農地流動化等の推進により遊休農地発生の未然防止に努めるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化団体において検討を行う。

(10) 雨竜町の平成 27 年の新規就農者は 1 人であり、過去 5 年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(11) 国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するとい

う新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、雨竜町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

(12) 新たな農業経営を営もうとする青年等は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営体あたり年間概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間）の水準を概ね達成することを目標とする。

但し、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、1経営体あたりおおむね5割（200万円）の達成を目標とする。

(13) 新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターやJAが重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へ育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に雨竜町で展開している優良事例を踏まえつつ、雨竜町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】 別記（第2の1関係）

【組織経営体】 別記（第2の1関係）

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人または世帯が共同で農業を営むか、またはこれと併せて農作業を行う経営体であつて、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性および独立性を有するもの。）。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1に掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に雨竜町で展開している優良事例を踏まえつつ、雨竜町における主要な営農類型に

ついてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】 別記（第3の1関係）

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び面的集積に関する目標を将来の雨竜町における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

● 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が雨竜町の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
95%	

2 その他農用地の利用関係の改善について

① 地域の農用地の利用状況、営農活動の実態等の現状、課題点

担い手農家へ集積した農地が、未整備や条件不利地の場合が見受けられ、経営面積が拡大していく中で、維持管理に時間を費やしている状況にある。

② 今後の農地利用の見通し

高齢化等による離農の加速が見込まれる中、残される農地を担い手だけで保持していくことは困難であり、地域全体による管理が必要となる。

③ 将来の利用目標やあるべき姿

遊休農地の発生を防止するとともに、生産性の高い圃場を造成し農家所得の拡大を目指すものとする。

④ ③を実現するための具体的な取り組みの内容

国営緊急農地再編整備事業等による基盤整備を推進し、作業効率の向上を図ることにより、地域全体が農地の受け皿として機能する体制を構築する。

⑤ 関係機関団体との連携や役割分担

雨竜町は、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等との連絡を密にするための協議会を設立し、集落段階における農地の有効利用を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

雨竜町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、雨竜町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

雨竜町は農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 利用権設定等促進事業

- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
 - ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業者の養成及び確保を促進する事業
 - ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいる者とする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。又は、雨竜町農地移動適正化あっせん基準を満たす者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用

権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発しての農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. 雨竜町長への確約書の提出や雨竜町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ. その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発をとまなう場合の措置

① 雨竜町は、開発して農地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 雨竜町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施にあたり農地転用をとまなう場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為をとまなう場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 雨竜町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 雨竜町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 雨竜町農業委員会（以下「農業委員会」という。）は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、雨竜町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 雨竜町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 雨竜町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地

利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 雨竜町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 雨竜町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、雨竜町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 雨竜町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善の及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項については、雨竜町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定するものが(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
ア. その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後においてその農用地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
イ. その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭

和 55 年農林水産省令第 34 号) (以下、「規則」という。) 第 1 条の 2 各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ. 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項 ((オ) については必要に応じて定める)

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

雨竜町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が 5 年を超えないものに限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

雨竜町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を雨竜町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

雨竜町は、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され (若しくは移転し) 又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

雨竜町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 雨竜町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた (1) の④に規定する者 (法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者) に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告すること

ができるものとする。

ア. その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 雨竜町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号の係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア. (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 雨竜町は、②の規定による取消しをしたときはその旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を雨竜町の掲示板への掲示により公告する。

④ 雨竜町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 雨竜町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。雨竜町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 雨竜町は、雨竜町の全部又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う。
- (2) 雨竜町、雨竜町農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業を推進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

雨竜町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を雨竜町に提出して、農用地利用規程について雨竜町の認定を受けることが出来る。

② 雨竜町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 雨竜町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を雨竜町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等か

らみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の認定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 雨竜町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、雨竜町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、規則第 21 条の 3 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を雨竜町に届け出るものとする。

③ 雨竜町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定に

よる変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの) に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 10 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益を有する者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 雨竜町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 雨竜町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、雨竜町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が、一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託あつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

雨竜町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあつせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さ

らには利用権の設定への移行の促進

カ．農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

雨竜町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保を、長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センター及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、雨竜町での就農に向けた情報の提供を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

雨竜町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況を記入・共有し

ながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためには、農業協同組合青年部等の交流会への参加を促し見聞を広めるとともに、商工会等とも連携して生産物の販路の拡大を支援する。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合組織、指導農業者等に、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

雨竜町は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 国営緊急農地再編整備事業（平成26年度～平成35年度）による農業経営基盤整備事業を通して農作物の安定生産や農地の確保等を推進する。

イ. 雨竜町は、経営構造対策事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ. 雨竜町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ. 雨竜町は、農業集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ. 雨竜町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

雨竜町は、農業委員会、農業改良普及センター等の職員、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体及び農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にお

たり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画を併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、雨竜町担い手総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、雨竜町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

雨竜町においては、これまで高齢者や離農者等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより農作業の負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害される傾向にある。

また、今後10年で高齢化による離農等が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、農地の引き受け能力を高め経営規模の拡大を促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること等の条件を満たす者が実施するものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

雨竜町における農地利用集積円滑化事業は、雨竜町全域を対象として行われることを基本とする。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次の掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 事業実施の基本方針に関すること

- ② 事業実施地域に関する事
- ③ 事業対象農用地に関する事
- ④ 事業実施に当たっての調整等に関する事
- ⑤ 事業実施計画に関する事
- ⑥ 農地所有者代理事業に関する事
- ⑦ 農地売買等事業に関する事
- ⑧ 研修等事業に関する事
- ⑨ その他の事業に関する事

(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、雨竜町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、雨竜町から承認を得るものとする。

② 雨竜町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

- ア. 基本構想に適合するものであること。
- イ. 事業実施区域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ. 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確約されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
- オ. 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関並びに関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- カ. 農業用施設の用に供されている土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ. 規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 雨竜町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①で承認をしようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

④ 雨竜町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を雨竜町の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業の規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 雨竜町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 雨竜町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 雨竜町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①規定による承認を取り消すことができる。

ア. 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第 2 号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ. 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ. 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 雨竜町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を雨竜町の掲示板への掲示により公告する。

(5) 雨竜町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規程により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 雨竜町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 雨竜町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、雨竜町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について 2 週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規定は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 雨竜町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化

事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 雨竜町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を雨竜町の掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地条件を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することができる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア. 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容を則して定めるものとする。

イ. 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ. 委任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合には、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たっては、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるも

のとする。その場合、必要に応じ農業委員会の意見を聞くものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たっては、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ農業委員会の意見を聞くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 雨竜町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 雨竜町、雨竜町農業委員会、JAきたそらちは、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成24年1月10日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 26 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 2 年 12 月 14 日から施行する。